様式第三号の二（第五条の二関係）（第九面・第十面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．次世代育成支援対策推進法第15条の２の規定に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。複数回認定を受けている場合には、直近の認定について記載すること。

４．「２．常時雇用する労働者の数」欄は、特例認定申請書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

５．「３．事業年度」欄の「公表事業年度」は次世代育成支援対策推進法第15条の３第２項の規定により公表を行う日の属する事業年度を、「公表前事業年度」には公表事業年度の前の事業年度を、「公表前々事業年度」には公表事業年度の前々事業年度を記載すること。

６．「４．育児休業等の取得に関する状況」欄については、

⑴　「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業のほか、育児・介護休業法第23条第２項に規定する３歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業、育児・介護休業法第24条第１項に規定する小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業をいうこと。

⑵　「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度などのほか、ロについては配偶者出産休暇、へについては子（子の配偶者を含む。）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。（⑴の育児休業等や子の看護等休暇は含まれない。）

⑶　「子の看護等休暇」とは、育児・介護休業法第16条の２に規定する子の看護等休暇をいうこと。

⑷　「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、３歳から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。

⑸　「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。

７．「５．時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」欄については、「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」のうち「イ　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」及び「ロ　その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数点以下を切り捨てて記載するこ